

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項及び着眼点（指定介護療養型医療施設での指定短期入所療養介護事業）

主眼事項	着眼点	自己評価
第1 基本方針	指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	みなし指定の辞退有・無 「有」の場合、以下の回答は不要 短期入所サービスの提供の有・無  適・否
第2 人員に関する基準	(1) 指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者の員数を満たすことをもって、(1)に規定する員数を満たしているものとみなしているか。	適・否  適・否
第3 設備に関する基準	(1) 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を有しているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第188条第1項及び2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する設備及び備品を備えているものとみなしているか。	適・否  適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護療養型医療施設については短期入所療養介護の指定があったものとみなされるが、辞退することもできる。</li> <li>従来、医療施設ではショートステイが行われていなかったこともあり短期入所サービスの実績がない施設も考えられるが、運営規程等の整備は必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定辞退届受理通知</li> <li>○ 短期入所療養介護計画</li> <li>○ 診療録その他の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第72条第1項</li> <li>平11厚令37号（以下「基準」）第141条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法：介護保険法</li> <li>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</li> <li>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務表により確認する。</li> <li>常勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準第142条第1項第二号</li> <li>平11老企25号（以下「解釈」）第2の2(3)</li> <li>基準第142条第2項</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>基準第143条第1項第二号</li> <li>基準第143条第3項</li> </ul>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第4 運営に関する基準 1 対象者	<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を提供しているか。</p>	適・否		○ 診療録その他の記録	法第74条第2項 基準第144条	
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>（重要事項の主な項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運営規程（概要）</li> <li>② 従業者の勤務体制</li> <li>③ 事故発生時の対応</li> <li>④ 苦情処理の体制</li> <li>⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況）等</li> </ol>	<p>適・否 説明書等有・無 同意の確認有・無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要事項を記した文書を交付して説明しているか。</li> <li>・ 重要事項を記した文書に不適切な明文事項はないか。</li> <li>・ 利用者の同意は、どのように得ているか。当該文書については、書面によって確認することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営規程</li> <li>○ 利用料金等の説明文書</li> <li>○ パンフレット</li> <li>○ 同意に関する記録</li> </ul>	<p>法第74条第2項 基準第155条 準用 (第125条) 解釈準用 (第3の1の3 (1))</p>	
3 指定短期入所療養介護の開始及び終了	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	適・否		○ 居宅介護支援事業者等との連携の記録等	基準第155条 準用 (第126条第2項)	
4 提供拒否の禁止	<p>指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>提供拒否の有・無 拒否の理由( )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</li> <li>（正当な理由の例）</li> <li>① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合</li> <li>② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難な場合</li> </ul>		<p>基準第155条 準用(第9条)</p> <p>解釈準用 (第3の1の3 (2))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>事例の有無 有・無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。</li> <li>・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</li> <li>・ 事前に近隣の短期入所療養介護事業所等の情報を収集するなど問題発生時において、必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。</li> </ul>		<p>基準第155条 準用(第10条)</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
6 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めているか。	適・否  適・否	・ 短期入所療養介護計画等に、保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。  ・ 認定審査会意見とは、指定居宅サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係るものである。	○ 短期入所療養介護計画	基準第155条準用（第11条第1項）  基準第155条準用（第11条第2項）	
7 要介護認定等の申請に係る援助	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 無  適・否	・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。  ・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。		基準第155条準用（第12条第1項）  基準第155条準用（第12条第2項）	
8 心身の状況等の把握	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。  ・ サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	○ 要介護度分布がかかる資料 ○ 課題分析票などの居宅介護支援事業者が提出した資料 ○ 看護・介護記録等	基準第155条準用（第13条）	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	適・否	・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。		基準第155条準用（第15条）	
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	適・否	・ 居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。 ・ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 ・ 退所計画等を居宅介護支援事業者へ提示しているか。	○ 居宅サービス計画(1)～(3) ○ 短期入所療養介護計画 ○ サービス提供票 ○ 退所計画	基準第155条準用（第16条）	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>適 ・ 否 書面の種類 ・ サービス利用票 ・ その他の書面 ( )</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。</p> <p>・ 利用者が所持する書面（例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付するサービス利用票）への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。</p> <p>・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により5年間保存すること。</p>	<p>○ 利用者への交付書面（控）</p> <p>鹿児島県条例</p>	<p>基準第155条準用（第19条第1項）</p> <p>基準第155条準用（第19条第2項） 鹿児島県条例</p>	
12 利用料等の受領	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用（法51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額を限度とする。）</p> <p>② 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第二号に規定する居住費の基準費用額を限度とする。）</p> <p>③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用</p> <p>⑥ 理美容代</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>①費用の徴収有 ・ 無</p> <p>②費用の徴収有 ・ 無</p> <p>③費用の徴収有 ・ 無</p> <p>④費用の徴収有 ・ 無</p> <p>⑤費用の徴収有 ・ 無</p> <p>⑥費用の徴収有 ・ 無</p>	<p>・ 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。</p> <p>・ 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。</p> <p>・ 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから、運営規程等に明示されているか。</p> <p>・ 嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収は区分されているか。</p> <p>・ ①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成27年厚労省告示第110号）及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準（平成27年厚労省告示第99号の定めるところによるものとする。）</p>	<p>○ 金銭台帳の類</p> <p>○ 請求書及び領収証（控）</p> <p>○ 介護給付費請求明細書（控）</p> <p>○ 運営規程</p> <p>○ 利用料金等の説明文書</p>	<p>基準第145条第1項</p> <p>基準第145条第2項</p> <p>基準第145条第3項</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
13 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>⑦ 前①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>⑧ ⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」（平成12老企第54号）に沿って適切に取り扱われているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、上記①から⑦に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、①から④に掲げる費用に掲げる同意については、文書によるものとする。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>⑦費用の徴収 有・無</p> <p>適・否</p> <p>適・否 同意文書 有・無</p> <p>領収証の交付 有・無</p> <p>適・否</p> <p>適・否 償還払い 有・無 証明書の交付 有・無</p>	<p>・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者によりわかりやすく内容が適当か。</p> <p>・ また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。</p> <p>・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締め一括の形でよいが、領収証は利用者負担金受領の都度に交付しているか。</p> <p>・ 消費税の取扱いは適正か。</p> <p>・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分）</p> <p>・ 明細の項目等が利用者によりわかりやすいものとなっているか。</p> <p>・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費請求明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。</p> <p>・ 入所者全員に画一的なものとなっていないか。</p>	<p>○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書</p> <p>○ 請求書及び領収証（控）</p> <p>○ 請求書及び領収証（控）</p> <p>○ サービス提供証明書（控）</p> <p>○ 居宅サービス計画 ○ 短期入所療養介護計画 ○ 診療録その他の記録 ○ 看護・介護記録</p>	<p>基準 第145条第5項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則 第65条</p> <p>基準第155条 準用（第21条）</p> <p>基準 第146第1項</p> <p>基準 第146第2項</p>	
14 指定短期入所療養介護の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>				

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供しているか。</p> <p>(3) 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がり能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。</p> <p>なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p> <p>また、当該記録は主治医が診療録に行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>事例の有無 有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>記録の有無 有 ・ 無</p>	<p>・ サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>・ サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>・ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることが望ましい。</p> <p>・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>○ 居宅サービス計画</p> <p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 診療録その他の記録</p> <p>○ 看護・介護記録</p>	<p>解釈 第3の九の2 (2)①</p> <p>基準 第146第3項</p> <p>基準 第146第4項</p> <p>平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)</p> <p>基準 第146第5項</p> <p>解釈 第3の九の2 (2)②</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	<p>(委員会検討事項例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設内の推進体制</li> <li>② 介護の提供体制の見直し</li> <li>③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</li> <li>④ 施設の設備等の改善</li> <li>⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み</li> <li>⑥ 利用者の家族への十分な説明</li> <li>⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</li> <li>・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</li> </ul>	○ カンファレンス・研修録等	基準 第146条第6項  平13老発155号の6	
15 短期入所療養介護計画の作成	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しているか。</p>	適・否	<p>(短期入所療養介護計画作成の留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期入所療養介護計画については介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画書の取りまとめを行わせることが望ましい。</li> <li>② 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。</li> <li>③ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短期入所療養介護計画</li> <li>○ 居宅サービス計画</li> <li>○ 医師の指示書</li> <li>○ 診療録その他の記録</li> </ul>	<p>基準 第147条第1項 解釈準用 (第3の八の3(5)①,③)</p> <p>基準 第147条第2項</p> <p>基準 第147条第3項</p> <p>基準 第147条第4項</p>	
16 診療の方針	<p>医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生大臣が定める基準によるものとなっているか。</p> <p>(1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。</p>	適・否		○ 診療録など	<p>基準第148条</p> <p>基準 第148条第一号</p> <p>基準 第148条第二号</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めたもの以外に行っていないか。 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはいないか。 ただし、薬事法第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。 (7) 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	適・否  適・否  適・否  適・否  適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣が定める特殊な療法等については、平成12年3月厚生省告示第124号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年3月厚生労働省告示第107号）第五に定める療法等（評価療養）」とする。</li> <li>厚生労働大臣が定める医薬品については、平成12年3月厚生省告示第125号により、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年3月厚生労働省告示第107号）第六に定める使用医薬品（薬価基準に収載されている医薬品）」とする。</li> </ul>		基準 第148条第三号  基準 第148条第四号  基準 第148条第五号  基準 第148条第六号  基準 第148条第七号	
17 機能訓練	指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っているか。	適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。</li> </ul>		基準第149条 解釈 第3の九の2 (5)	
18 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 また、その実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により行われているか。 なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めているか。 (3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 (4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (5) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対して、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否  適・否  適・否  適・否  適・否	<ul style="list-style-type: none"> <li>排せつの介護に当たっては、入院患者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等実施しているか。</li> <li>入院患者の心身及び活動状況に適したおむつを提供しているか。</li> </ul>	○ 看護・介護記録  ○ 入浴に関する記録  ○ 排泄に関する記録	基準 第150条第1項  基準 第150条第2項 解釈 第3の九の2 (6)①  基準 第150条第3項 解釈 第3の九の2 (6)②  基準 第150条第4項  基準 第150条第5項	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
19 食事の提供	<p>(6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。</p> <p>(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。</p> <p>(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにされているか。</p> <p>(3) 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者が自らが行うことが望ましいが、第三者に委託する場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該事業所の最終的責任の下で委託しているか。</p> <p>(4) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、病院関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。</p> <p>(5) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。</p> <p>(6) 食事内容については、当該事業所の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。</p> <p>(7) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。</p>	<p>有・無</p> <p>適・否 ( )</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・ 食事の提供について 個々の利用者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っているか。</p> <p>・ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。</p>	<p>○ 献立表</p> <p>○ 嗜好に関する調査記録</p> <p>○ 検食簿</p> <p>○ 食事せん</p> <p>○ 業務委託契約書（業務委託している場合）</p>	<p>基準 第150条第6項</p> <p>基準 第151条第1項 解釈 第3の九の2 (7)①, ②</p> <p>解釈 第3の九の2 (7)④</p> <p>解釈 第3の九の2 (7)⑤</p> <p>解釈 第3の九の2 (7)⑥</p> <p>解釈 第3の九の2 (7)⑦</p> <p>基準 第151条第2項</p>	
20 その他のサービスの提供	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>レクリエーション行事 有・無</p> <p>適・否</p>		<p>○ 行事の記録等</p>	<p>基準 第152条第1項</p> <p>基準 第152条第2項</p>	
21 利用者に関する市町村への通知	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、事業者は、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。</p>		<p>基準第155条 準用(第26条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3 (14))</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
22 管理者の責務	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	適・否	<p>・ 管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど、当該指定短期入所療養介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。</p>	<p>○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○ 出勤簿 ○ 組織図等</p>	<p>基準第155条準用（第52条第1項）  基準第155条準用（第52条第2項）</p>	
23 運営規程	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④ 通常の見送の実施地域 ⑤ 施設利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項</p>	適・否	<p>・ ⑦の「その他運営に関する重要事項」にあつては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>	○ 運営規程	基準第153条	<p>解釈 第3の九の2(8)</p>
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、当該病院、診療所の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否 実施時期</p>	<p>・ 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計画（予定）表などを作成し、適切なサービス提供に努めているか。</p> <p>・ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行ってもかまわない。</p> <p>・ 運営規程に短期入所療養介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。</p>	<p>○ 勤務計画（予定）表 ○ 勤務表</p> <p>○ 辞令又は雇用計画書 ○ 勤務表（兼務事業所も含む。）</p> <p>○ 職員の研修の記録</p>	<p>基準第140条準用（第101条第1項） 解釈 第3の九の2(11)</p> <p>基準第140条準用（第101条第2項）</p> <p>基準第140条準用（第101条第3項）</p>	
25 定員の遵守	<p>指定短期入所療養介護事業者は、右に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはいないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>定員超過 有・無 減算の事例 有・無</p>	<p>※ 療養病床を有する病院、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p>	○ 診療録その他の記録	<p>基準 第154条第二号 解釈 第3の九の2(9)</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
26 非常災害対策	<p>指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に通知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</li> <li>鹿児島県条例により定められているもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。</li> <li>② 当該具体的計画の概要を、利用者及び従業者に見やすいように掲示すること。</li> <li>③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防計画</li> <li>○ 訓練の記録 など</li> </ul> <p>鹿児島県条例</p>	<p>基準第155条準用(第103条)</p> <p>解釈準用(第3の六の3(6))</p>	
27 衛生管理等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジオネラ属菌検査直近の検査年月日 ( 年 月 日 )</li> <li>・検査結果(以下に○を付す) 不検出 (10CFU/100ml未満) 検 出 (10CFU/100ml以上)</li> <li>・検出された場合、その対応は適切か。 適 ・ 否</li> <li>・検査未実施の場合 検査予定月 ( 年 月頃)</li> </ul> </div> <p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家水及び受水槽を使用している場合、水質検査及び清掃を水道法に基づき的確に行っているか。(水道法、水道法施行規則、水道法施行令)</li> <li>職員に対する衛生管理の指導はなされているか。</li> <li>入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。(H14.10.18高対第406号保健福祉部長通知)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受水槽清掃記録簿</li> <li>○ 水質検査書</li> <li>○ 医薬品等管理簿</li> <li>○ 感染予防に関するマニュアル等</li> <li>○ 感染予防に関する職員研修記録等</li> <li>○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表</li> <li>○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票</li> </ul>	<p>基準第155条準用(第118条第1項)</p> <p>解釈準用(第3の七の3(4))</p> <p>基準第155条準用(第118条第2項)</p>	
28 掲 示	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	適 ・ 否	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。</li> <li>掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。</li> </ul>		<p>解釈準用(第3の七の3(4)④)</p> <p>基準第155条準用(第32条)</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
29 秘密保持等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者の資質向上を図るための研修会等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。</li> <li>具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。</li> <li>個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、あらかじめ文書による同意を得ているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秘密保持に関する就業時の取り決め</li> <li>○ 利用者の同意に関する記録</li> </ul>	<p>基準第155条準用（第33条第1項）</p> <p>基準第155条準用（第33条第2項）</p> <p>基準第155条準用（第33条第3項）</p>	
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適・否			<p>基準第155条準用（第35条）</p>	
31 苦情処理	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する等しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>市町村の調査等有・無 適・否</p> <p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理の相談窓口があるか。</li> <li>苦情処理体制、手続きが定められているか。</li> <li>苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</li> <li>保険者である市町村についても、国民健康保険団体連合会と同様に、指定短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情処理に関する記録等</li> </ul>	<p>基準第155条準用（第36条第1項）</p> <p>解釈準用（第3の一の3(23)①）</p> <p>基準第155条準用（第36条第2項） 解釈準用（第3の一の3(25)②）</p> <p>基準第155条準用（第36条第3項）</p> <p>基準第155条準用（第36条第4項）</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
32 地域等との連携	(6) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有・無 適・否
	(7) 指定短期入所療養介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否
33 地域との連携	指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	交流の有無 有・無
34 事故発生の防止及び発生時の対応	指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否
35 会計の区分	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有・無
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入
	(4) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否
35 会計の区分	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計を区分しなければならない。	適・否
	(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所療養介護計画の作成に反映させているか。（地域の自治会との交流、ボランティアの受入れ等）</li> <li>「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。</li> <li>事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。</li> <li>損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の連絡体制に関する書類</li> <li>○ 事故に関する記録</li> </ul>	<p>基準第155条 準用 (第36条第5項)</p> <p>基準第155条 準用 (第36条第6項)</p> <p>基準第155条 準用 (第139条)</p> <p>基準第155条 準用 (第36条の2) 解釈 準用(第3の 一の3(26))</p> <p>基準第155条 準用 (第37条第1項)</p> <p>基準第155条 準用 (第37条第2項)</p> <p>基準第155条 準用 (第37条第3項)</p> <p>解釈準用 (第3の 一の3 (27)③)</p> <p>基準第155条 準用(第38条)</p> <p>平13老振発第 18号</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
36 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 短期入所療養介護計画</p> <p>② 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 基準第146条5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ (2)の①、②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。</p> <p>・ 指定短期入所療養介護の提供に関する記録には、診療録が含まれているものであること。</p>	<p>○ 短期入所療養介護計画</p> <p>○ 診療録その他の記録</p> <p>○ 基準省令第26条に係る市町村への通知に係る記録</p>	<p>基準 第154条の2第1項</p> <p>基準 第154条の2第2項</p> <p>解釈 第3の九の2(10)</p>	
第5 変更の届出等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定短期入所療養介護の事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）</p> <p>エ 事業所が①：介護老人保健施設、②：介護療養型医療施設、③：療養病床を有する病院又は診療所、④：②③に該当しない診療所、⑤介護医療院のいずれの適用を受けるものかの別</p> <p>オ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要</p> <p>カ 当該申請に係る事業を行う事業所（当該事業を行う部分に限る。）における入院患者又は入所者の定員（当該事業所が老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。）</p> <p>キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>ク 運営規程</p> <p><del>ケ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</del></p> <p><del>コ 従業員の氏名、生年月日及び住所</del></p>	<p>○ 変更届受理通知</p> <p><b>【H30.10.1改正】</b></p> <p><b>【H30.10.1改正】</b></p> <p><b>【H30.10.1改正】</b></p>	<p>法第75条第1項施行規則第131条第1項第九号</p> <p>法第75条第2項</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項	着眼点	自己評価
第6 介護給付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
2 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十四のニ・ホ・ヘ）に適合し、かつ、別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号の二のロ(1)(2)）を満たすものとして、県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十五）に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	人員基準 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項												
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療系サービスについては、全国統一単価である診療報酬との間で、一般的には価格差を設けることはないものと考えられることから、割引は想定されていない。</li> <li>本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。</li> <li>本県では、1円未満の端数は生じない。</li> <li>介護給付費算定に関し、県への届出事項について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出られた基準に応じて給付費が審査される。 なお、届けられた基準は、介護療養型医療施設の基準と同じものであり、施設サービスについての届出で短期入所サービスの届出はあつたとみなされる。（ただし、送迎体制については必要となる。）</li> <li>所定単位数を算定するための人員基準について <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>看護職員</th> <th>介護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(Ⅰ)</td> <td>6：1以上</td> <td>4：1以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅱ)</td> <td>〃</td> <td>5：1以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅲ)</td> <td>〃</td> <td>6：1以上</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> <p>※ 利用者等：当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者</p> <p>※ 利用者等数は当該病棟の前年度の平均入院患者等数</p> <p>※ 職員数は常勤換算方法を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記所定単位数を算定するための施設基準について <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 看護職員の最小必要数の2割以上が看護師であること。</li> <li>ロ. 医師及び介護支援専門員の員数が人員基準欠如になってないこと。</li> <li>ハ. 療養病棟の病室が次の基準を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 1の病室の病床数が4床以下であること。</li> <li>b. 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。</li> <li>c. 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については2.7メートル）以上であること。</li> </ul> </li> <li>ニ. 機能訓練室が内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有していること。</li> </ul> </li> </ul>		看護職員	介護職員	(Ⅰ)	6：1以上	4：1以上	(Ⅱ)	〃	5：1以上	(Ⅲ)	〃	6：1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護給付費請求書(控)</li> <li>○ 介護給付費請求明細書(控)</li> <li>○ 領収証(控)</li> <li>○ サービス提供票</li> <li>○ 短期入所療養介護計画</li> <li>○ 診療録その他の記録</li> <li>○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控)</li> <li>○ 勤務表</li> <li>○ 出勤簿</li> <li>○ 免許証 など</li> </ul>	<p>法第41条第4項 法第53条第2項</p> <p>平12厚告19号 (以下「報酬告示」)</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p> <p>報酬告示 別表の9のロ の注1</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p>
	看護職員	介護職員													
(Ⅰ)	6：1以上	4：1以上													
(Ⅱ)	〃	5：1以上													
(Ⅲ)	〃	6：1以上													

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否
	<p>なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の四のロ）に該当する場合は、同告示より算定しているか。</p>	定員超過 有 ・ 無 職員の欠員 有 ・ 無
(2) 特定病院療養病床 短期入所療養介護費	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十四のト）に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号の二のロ(1)(2)）を満たすものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ホ. 入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂及び浴室を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴月において、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、病棟ごとに設定）に夜勤を行う職員数が夜勤職員基準を満たさない事態が2日以上連続して発生した場合あるいは4日以上発生した場合に、その翌月において利用者全員について所定単位数から減算される。</li> <li>・ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する次の基準を満たしていない場合は所定単位数が減算される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、入院患者等の数の30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上である。</li> <li>ロ. 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が1以上である。</li> <li>ハ. 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下である。</li> </ul> </li> </ul> <p>・ 1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数が、次のいずれかに該当した月においては、全ての入院患者について、所定単位数から25単位を控除しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 前月に1日平均夜勤職員数が夜勤職員基準の員数から1割を超えて不足していた。</li> <li>ロ. 1日平均夜勤職員数が夜勤職員基準の員数から1割の範囲内で不足している状況が過去3月間（歴月）継続していた。</li> <li>ハ. 前月に月平均夜勤時間数が、夜勤職員基準上の基準時間を1割以上上回っていた。</li> </ul> </p> <p>二. 月平均夜勤時間数の過去3月間（歴月）の平均が、夜勤職員基準上の基準時間を超えていた。</p>			
<p>※厚生労働大臣が定める利用者（平成27年厚生労働省告示第94号の二十四）難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</p>		H12老企40号 （以下「解釈」） 準用 （第2の7(7) ⑤）	
		報酬告示 別表の9のロ の注2	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定しているか。 なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の四のロ）に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
(3) ユニットにおける職員に係る減算	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否
(4) 病院療養病床療養環境減算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所について、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算しているか。  ※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十九） ・療養病棟の病室が医療法施行規則第16条第1項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。	適 ・ 否
(5) 医師の配置に係る減算	医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算しているか。	医 師 ( 人 )
(6) 夜間勤務等看護に係る加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  (7) 夜間勤務等看護（Ⅰ） 23単位 (イ) 夜間勤務等看護（Ⅱ） 14単位 (ウ) 夜間勤務等看護（Ⅲ） 14単位 (エ) 夜勤職員等看護（Ⅳ） 7単位  (2) 夜間勤務条件減算を適用する場合に、夜間勤務等加算を算定していないか。	適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十六）</p> <p>イ. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>ロ. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>・ 医療法施行規則第16条第1項第十一号イ イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満である場合に適用されること。</p> <p>・ 医師の配置について、人員基準欠如による所定単位数の減算が適用される場合は、医療法施行規則第49条の規定が適用される病院に係る減算は適用されない。</p>	<p>○ 療養病床の許可書</p> <p>○ 使用許可証</p>	<p>報酬告示別表の9のロの注3</p> <p>解釈準用（第2の5(4)）</p> <p>報酬告示別表の9のロの注4</p> <p>報酬告示別表の9のロの注5 解釈第2の3(5)①ニ</p> <p>報酬告示別表の9のロの注6</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(7) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	特定病院療養病床短期入所療養介護費以外について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否
(8) 緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	適 ・ 否
(9) 若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、以下の区分により所定単位数に加算しているか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。  ①特定病院療養病床短期入所療養介護費以外 120単位 ②特定病院療養病床短期入所療養介護費の場合 60単位	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(ウ) 夜間勤務等看護（Ⅲ）</p> <p>① 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ2以上であること。</p> <p>② 夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。</p> <p>(イ) 夜間勤務等看護（Ⅳ）</p> <p>① 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、入院患者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。</p> <p>② 夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。</p> <p>③ 夜勤を行う看護職員又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下であること。</p> <p>・ 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。</p> <p>・ やむを得ない事情により、介護支援専門員との事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員により、当該サービス提供が必要であったと判断された場合についても、当該加算を算定できる。</p>			
		報酬告示 別表の9の口の注7 解釈準用 (第2の2(13))	
		報酬告示 別表の9の口の注8  解釈 第2の3(10)	
		報酬告示 別表の9の口の注9  解釈準用 (第2の2(14))	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(10) 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。	送迎体制 可・否
(11) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなしているか。	適・否
(12) 連続した利用	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費を算定していないか。	適・否
(13) 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき23単位を加算しているか。 ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。  イ. 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ. 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ. 食事の提供が、定員超過利用・人員基準欠如（看護師比率に係る部分等を除く。）に該当していない指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	加算の有無 有・無 適・否
(14) 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位 (二) 認知症専門ケア加算(II) 4単位	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定すること。</li> </ul>	○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控)	報酬告示 別表の9の口の注10	
<ul style="list-style-type: none"> <li>※厚生労働大臣が定める療養食（平成27年厚生労働省告示第94号の二十七） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食</li> <li>当該加算は、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、厚生労働大臣が定める療養食が提供された場合に算定すること。</li> <li>療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別は問わない。</li> </ul>	○療養食献立表	報酬告示 別表の9の口の(6)の注  解釈準用 (第2の2(15))	
<ol style="list-style-type: none"> <li>「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。</li> <li>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</li> </ol>		報酬告示 別表の9の口の(7)の注  解釈準用 (第2の2(18))	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>※厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号四十二）</p> <p>（一） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）</p> <p>（1） 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから、介護を必要とする認知症の対象者の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>（2） 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>（3） 事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>（二） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）</p> <p>（1） （一）の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（2） 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>（3） 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者（認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）4（1）③イに掲げる者）に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。</p> <p>④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者（要綱4（5）③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者）に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。</p> <p>⑤ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。</p>			

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(15) 特定診療費	利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）に定める単位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。	適 ・ 否
(16) サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位 (2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12単位 (3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位 (4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位	適 ・ 否
(17) 介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <b>令和3年（平成33年）</b> 3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 病院療養病床短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び各加算の1000分の26に相当する単位数	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定診療費の算定に関しては、平成12年3月31日付老企第58号「特定診療費の算定に関する留意事項について」を参照のこと。</li> </ul> <p>※厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号の四十）</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ</p> <p>① 短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（療養病棟）の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上</p> <p>② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ</p> <p>① 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟、当該指定短期入所療養介護を行う病室又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上</p> <p>② (Ⅰ)②に該当するもの</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>① 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上</p> <p>② (Ⅰ)②に該当するもの</p> <p>(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <p>① 指定短期入所療養介護を行う療養病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上</p> <p>② (Ⅰ)②に該当するもの</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 平成27年厚生労働省告示第95号の四十一を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。</li> <li>介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。</li> <li>年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険での届出(控)等</li> <li>介護職員処遇改善計画書</li> <li>実績報告書</li> <li>研修計画書</li> </ul>	<p>報酬告示 別表の9の口の(8)の注</p> <p>報酬告示 別表の9の口の(9)の注</p> <p>解釈 第2の3(14)</p> <p>報酬告示 別表の9の口の(10)の注</p> <p>解釈準用 (第2の2(21))</p> <p>別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主眼事項	着眼点	自己評価
<p>(18) 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 病院療養病床短期入所療養介護費，ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び各加算の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 病院療養病床短期入所療養介護費，ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び各加算の1000分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	適・否
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が，利用者に対し，指定短期入所療養介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 病院療養病床短期入所療養介護費，ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び各加算の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 病院療養病床短期入所療養介護費，ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及び各加算の1000分の11に相当する単位数</p>	
<p>3 診療所における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 診療所短期入所療養介護費及びユニット型診療所短期入所療養介護費</p>	<p>診療所である指定短期入所療養介護事業所であって，別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号の十四のチ・リ）に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において，指定短期入所療養介護を行った場合に，当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第96号の十五）に掲げる区分に従い，利用者の要介護状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし，利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の四のハ）に該当する場合は，同告示により算定しているか。</p>	<p>人員基準（Ⅰ・Ⅱ）</p> <p>定員超過有・無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項									
<p>※厚生労働大臣が定める基準 平成27年厚生労働省告示第95号の四十一の二</p>												
<p>所定単位数を算定するための人員基準について</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>看護職員</td> <td>介護職員</td> </tr> <tr> <td>(Ⅰ)</td> <td>6：1以上</td> <td>6：1以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅱ)</td> <td colspan="2">3：1以上 (うち看護職員1人以上)</td> </tr> </table> <p>※ 利用者等：当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者 ※ 利用者等数は当該病棟の前年度の平均入院患者等数 ※ 職員数は常勤換算方法を用いる。</p>		看護職員	介護職員	(Ⅰ)	6：1以上	6：1以上	(Ⅱ)	3：1以上 (うち看護職員1人以上)		<p>○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 免許証 など</p>	<p>報酬告示 別表の9の口の(11)の注</p> <p>別途通知 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p> <p>報酬告示 別表の9のハの注1</p>	
	看護職員	介護職員										
(Ⅰ)	6：1以上	6：1以上										
(Ⅱ)	3：1以上 (うち看護職員1人以上)											

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(2) 特定診療所短期入所療養介護費	診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚労省告示第96号の十四のヌ）に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするものに限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数が定員超過の場合、平成12年厚生省告示第27号の四のハにより減算しているか。	適 ・ 否
(3) ユニットにおける職員に係る減算	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否
(4) 診療所設備基準減算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算しているか。 ※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の二十） ・病室が医療法施行規則第16条第1項第十一号イ又はハに規定する基準に該当していないこと。	適 ・ 否
(5) 食堂を有しない場合の減算	食堂を有していない指定短期入所療養介護事業所については、1日につき25単位を所定単位から減算しているか。	適 ・ 否
(6) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	2－(7)と同様	適 ・ 否
(7) 緊急短期入所受入加算	2－(8)と同様	適 ・ 否
(8) 若年性認知症利用者受入加算	2－(9)と同様	適 ・ 否
(9) 送迎加算	2－(10)と同様	送迎体制可 ・ 否
(10) その他	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなしているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用対象者は、在宅において生活しており、常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。</li> <li>短期入所療養介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれず、家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。</li> </ul>		報酬告示 別表の9のハの注2  解釈 第2の3(7)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十六） イ. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> </ul>		報酬告示 別表の9のハの注3 解釈準用 (第2の5(4))	
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法施行規則第16条第1項第十一号イ・ハイ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。 ハイ以外の廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル（両側に居室がある廊下については、1.6メートル）未満であること。</li> </ul>		報酬告示 別表の9のハの注4	
		報酬告示 別表の9のハの注5 報酬告示 別表の9のハの注6 報酬告示 別表の9の口の注7 報酬告示 別表の9のハの注8 報酬告示 別表の9のハの注9 報酬告示 別表の9のハの注11	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(11) 連続した利用	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費を算定していないか。	適 ・ 否
(12) 療養食加算	2 - (13)と同様	適 ・ 否
(13) 認知症専門ケア加算	2 - (14)と同様	適 ・ 否
(14) 特定診療費	2 - (15)と同様	適 ・ 否
(15) サービス提供体制強化加算	2 - (16)と同様	適 ・ 否
(16) 介護職員処遇改善加算	2 - (17)と同様	適 ・ 否
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	2 - (18)と同様	適 ・ 否
4 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費		
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及びユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	<p>老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十四のル・ヲ・ワ）に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十五）に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号の四のロ）に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。</p>	<p>人員基準 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)</p> <p>定員超過有・無 職員の欠員有・無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項																		
	○療養食献立表	報酬告示 別表の9のハの注12																			
		報酬告示 別表の9のハの(4)の注																			
		報酬告示 別表の9のハの(5)の注																			
		報酬告示 別表の9のハの(6)の注																			
		報酬告示 別表の9のハの(7)の注																			
		報酬告示 別表の9のハの(8)の注																			
		報酬告示 別表の9のハの(9)の注																			
		報酬告示 別表の9の二の注1																			
<p>・ 所定単位数を算定するための人員基準について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>看護職員</th> <th>介護職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(Ⅰ)</td> <td>3 : 1 以上</td> <td>6 : 1 以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅱ)</td> <td>4 : 1 以上</td> <td>4 : 1 以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅲ)</td> <td>〃</td> <td>5 : 1 以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅳ)</td> <td>〃</td> <td>6 : 1 以上</td> </tr> <tr> <td>(Ⅴ)</td> <td>〃</td> <td>経過措置型</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 利用者等：当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者                  ※ 利用者等数は当該病棟の前年度の平均入院患者等数                  ※ 職員数は常勤換算方法を用いる。</p>		看護職員	介護職員	(Ⅰ)	3 : 1 以上	6 : 1 以上	(Ⅱ)	4 : 1 以上	4 : 1 以上	(Ⅲ)	〃	5 : 1 以上	(Ⅳ)	〃	6 : 1 以上	(Ⅴ)	〃	経過措置型			
	看護職員	介護職員																			
(Ⅰ)	3 : 1 以上	6 : 1 以上																			
(Ⅱ)	4 : 1 以上	4 : 1 以上																			
(Ⅲ)	〃	5 : 1 以上																			
(Ⅳ)	〃	6 : 1 以上																			
(Ⅴ)	〃	経過措置型																			

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(2) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十四の力）に適合しているものとして県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が定員超過又は人員基準欠如の場合、平成12年厚生省告示第27号の四のロにより減算しているか。	適 ・ 否
(3) ユニットにおける職員に係る減算	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費において、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否
(4) 緊急短期入所受入加算	2－(8)と同様	適 ・ 否
(5) 送迎加算	2－(10)と同様	送迎体制可 ・ 否
(6) その他	3－(10)と同様	適 ・ 否
(7) 連続した利用	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症患者療養病床を有する病院における短期入所療養介護費を算定していないか。	適 ・ 否
(8) 療養食加算	2－(13)と同様	適 ・ 否
(9) 特定診療費	利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成12年厚生省告示第30号）に定める単位数に10円を乗じて得た額を算定しているか。	算定の有無有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>※厚生労働大臣が定める利用者（平成27年厚生労働省告示第94号の二十四）難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</li> <li>・ 家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。</li> </ul>		報酬告示別表の9の2の注2  解釈第2の3(7)②	
<ul style="list-style-type: none"> <li>※厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号の十六）</li> <li>イ. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</li> <li>ロ. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> </ul>		報酬告示別表の9の2の注3	
		報酬告示別表の9のロの注4 報酬告示別表の9の2の注5	
		報酬告示別表の9の2の注7	
		報酬告示別表の9の2の注8	
	○療養食献立表	報酬告示別表の9の2の(5)の注	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人性認知症患者療養病棟にあつては、特定診療費のうち、感染対策指導管理、褥瘡対策指導管理、初期入院診療管理、重度療養管理、精神科作業療法及び認知症老人入院精神療法が算定できる。</li> <li>・ 特定診療費の算定に関しては、平成12年3月31日付老企第58号「特定診療費の算定に関する留意事項について」を参照のこと。</li> </ul>	○医療保険での届出(控)等	報酬告示別表の9の2の(6)の注	

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
(10) サービス提供体制強化加算	2－(16)と同様	適 ・ 否
(11) 介護職員処遇改善加算	2－(17)と同様	適 ・ 否
(12) <u>介護職員等特定処遇改善加算</u>	<u>2－(18)と同様</u>	<u>適 ・ 否</u>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		報酬告示 別表の9の二 の(7)の注	
		報酬告示 別表の9の二 の(8)の注	
		報酬告示 <u>別表の9の二 の(9)の注</u>	